

プラン中間見直し全体の方向性

1 資源循環・脱炭素化に向けた方針案

(1) 方針の検討主旨

ごみ処理事業の実施に当たっては、これまでのごみ減量、リサイクルや経費節減だけでなく、人口減少・長寿社会の進展、資源循環・脱炭素化を前提としたくらしや経済活動への転換等や、大規模災害への備え等といった多角的な視点が必要となっている。その対応には短期ではなく中長期の目線で準備し、積み上げていく必要がある。

そのため、現行プランで「持続可能な循環型社会の実現を目指す」としている基本理念に加えて、2050年を見据えた京都市の施策展開及び施設整備の中長期的な考えをこれまでの審議会、部会での議論内容も踏まえ、以下のとおり、まとめた。その考えを「資源循環・脱炭素化に向けた方針」としてプランに定めることとしたい。

(2) 資源循環・脱炭素化に向けた方針案

○ 地域の課題解決や活性化につながる資源循環の推進

循環型社会を実現していくうえで、地域資源や再生可能資源を活用した資源循環を推進することが求められている。地域資源をはじめとした資源を循環させることによって、関連事業者の増加による雇用創出・人口増加、地域コミュニティの活性化など、地域の課題解決や活性化につなげていく。また、資源を循環させるに当たっては、利便性を高めるなど市民の主体的な取組を後押しするとともに、地域内の市民、事業者、地域活動団体等の各主体間の連携を通じた協働型の資源循環の取組を進めていく。

○ モノのライフサイクル全体での資源循環の推進による脱炭素化への貢献

日本は2050年温室効果ガス（GHG）の実質ゼロを目指しており、廃棄物分野においても脱炭素化が求められているため、プラスチックをはじめとしたGHG排出につながるごみ焼却の回避及び処理施設・収集車両の脱炭素化を進める。

また、国内の温室効果ガス排出量の36%は、資源循環が排出削減に貢献できる余地があるとの試算があることから、本市として、モノの生産・焼却・再資源化といった各工程からのGHG排出も意識し、資源循環の取組を加速・充実する。それにより、モノのライフサイクル全体に係るGHG排出量を削減し、廃棄物分野だけでなく社会全体の脱炭素化に貢献する。

○ 適正処理の確保に向けた持続可能なごみ処理体制の確立

人口減少・長寿社会の進展・担い手不足への対応、リチウムイオン電池等に起因する火災事故等のリスクや頻発する大規模災害への備えが求められるなか、効率的・安定的にごみを収集する体制の確保、ごみ処理施設の適切な維持管理と計画的な整備、最終処分場の延命化、廃棄物処理の広域化等の検討を進め、将来にわたって、災害時も含めた適正処理を確保できる持続可能なごみ処理体制を確立し、維持していく。

2 施策の方向性

この間の、循環型社会施策推進部会において素材ごとなど、個々に議論してきた2030年度を見据えた今後の施策の方向性について、計画全体の政策展開として、どこに注力して進めていくのか分かるよう、1(2)の「資源循環・脱炭素化に向けた方針案」から整理する。

(1) 地域の課題解決や活性化につながる資源循環の推進

ア 資源物回収の強化

資源物の拠点回収は、排出しやすい回収体制を充実させるため、回収拠点を小規模拠点と大規模拠点の2種に分け、資源物の排出量やサイズに応じた回収品目や配置を検討していく。

また、衣類の回収体制の充実やこれまで破砕・焼却を前提としていた粗大ごみ（家具、家電、寝具など）等を中心に、民間サービスと連携したリユースの誘導や、施設で受け入れた後にリサイクルに回る体制を検討していく。

(ア) 大規模な資源物回収拠点の拡充

(イ) 民間事業者と連携したリユース拠点の設置

(ウ) ストックヤードの確保（⇒ストックヤードを活用したリユース・リサイクル）

(エ) リチウムイオン電池及び内蔵製品の回収体制の強化

(オ) 店頭回収等の促進（⇒令和6年度から助成事業を先行実施）

(カ) 衣類の地域内でのリユースルートの確保

イ 生ごみのリサイクル対策

(ア) 家庭系・事業系生ごみのバイオガス化

（⇒コンバインド方式による検討、地域活性化に寄与する循環の仕組みの研究）

(イ) 事業系生ごみの食品リサイクル促進

新たに作成する事業者向けの指針や事業者報告書制度を活用し、法対象によらず食品リサイクルの実施を働きかける。

(2) モノのライフサイクル全体での資源循環の推進による脱炭素化への貢献

ア プラスチック対策の強化

(ア) プラスチック対策への機運醸成（⇒事業者向けの指針、市民への具体的行動の提示など）

(イ) 発生抑制対策（⇒市民・事業者との対話、簡易包装促進、リユース容器促進など）

(ウ) 分別対策（⇒周知強化など）

イ 衣類対策の強化

(ア) 衣類の回収体制の充実

(イ) 衣類の地域内でのリユースルートの確保（再掲）

プラスチック対策、衣類対策を進めることで、ごみ焼却由来GHGの大部分を占めるプラスチック、合成繊維の焼却を回避するとともに、リデュース、リユース、リサイクルを進めることにより、生産段階で発生するGHG排出を抑制し、モノのライフサイクル全体での脱炭素化に貢献する。

(1)、(2)の施策の具体化に当たっては、以下の3点を意識して進めていく。

- 環境分野だけでなく他の政策分野の視点も取り入れ、各分野の課題の同時解決が図れるよう施策展開していく。
- 市民、事業者等が取り組むことにより、メリットを感じてもらえる、また、取り組むことのインセンティブが働くような仕組みを考えていく。
- 地域コミュニティ、学生、民間事業者の知恵を引き出し、力を借りながら、地域全体で取組を進めていく。

3 施設整備の方向性

1(2)の方針案に基づき、2050年度を見据えて、「資源循環・脱炭素化」及び「持続可能な処理体制」の観点で、国の計画や本市の現状等を踏まえた本市における今後のごみ処理施設整備の検討の基盤となる考え方を次期クリーンセンター整備等検討部会において現在、検討を進めている。

(1) 資源循環・脱炭素化の推進
[1] 資源物回収拠点の拡充・機能整備
[2] 家庭系・事業系生ごみのバイオガス化
[3] クリーンセンターの脱炭素化（施設・設備の簡素化、CO ₂ 回収等）
(2) 持続可能な適正処理の確保
[4] クリーンセンター（焼却施設）の3工場体制を維持
[5] 官民連携の推進
[6] 担い手不足を見据えた持続可能な処理体制の構築
[7] 最終処分場の延命化・大規模災害への対応
[8] リチウムイオン電池対策

詳細は、[資料2-2](#)参照